

令和8年度愛川聖苑予約システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 主旨

この要領は、標記業務に係る企画提案を求め、各種提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

愛川町では、愛川聖苑（斎場・火葬場）を利用するための予約を電話及び窓口において受け付けて、紙台帳により予約情報を管理している。

多死社会の本格化に伴い、予約件数の増加が見込まれていることなどから、受付業務の効率化や正確性の向上、利用者の利便性の向上を図ることを目的にシステムを導入するものである。

3. 本プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

本プロポーザルでは、システムの導入にかかる部分について業者の選定を行うものであるが、愛川聖苑で初めての施設予約システム導入となることから、システムの操作性等の比較検討等の単なるシステムの比較だけでなく、本格導入後にシステムの不具合が発生した場合等で緊急時対応等安定的に愛川聖苑予約システムの運用・保守までを行える業者を選定したいことから、価格のみによる競争ではなく、導入実績やノウハウなどを活用した優れた提案を広く受けることのできるように、本プロポーザル方式によって、システムの選定を行うものとする。

4. 委託業務名称

愛川聖苑予約システム導入業務委託

5. 事業の概要

愛川聖苑の火葬枠は9：30、10：30、11：30、0時30分（2枠）1：30、2：30（2枠）、3：30の9枠あり、内0時30分2枠は式場専用枠と定め、告別式開始時刻を11：00始まりが第1式場（町内専用枠）、11：30始まりが第2式場（町内・町外）と設定し運営している。

こうした前提を踏まえ予約、申請、許可、決済等の施設予約に係る一連の手続きを、オンラインで行うことができるシステムを導入する。

（1） 選定するシステムの名称

斎場予約システム

(2) システムの概要

別紙1「令和8年度愛川聖苑予約システム導入業務委託仕様書」

別紙2「愛川聖苑予約システム機能要件一覧」

別紙3「個人情報の保護取扱特記事項」

(3) 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

(4) システム稼働予定日

検証稼働予定日 令和9年2月下旬

本稼働予定日 令和9年3月15日（月）

(5) システムの導入等にかかる予算の上限等

本システムの導入に関する契約については、初期システム構築・導入費及び導入年に1カ月分のシステム利用と運用に関する経費をパッケージで導入する契約を締結する。見積内容については、初期導入費用と令和9年3月31日まで（1カ月分）の期間の仮想環境やセキュリティソフト使用等のシステム利用に係る経費、障害調査等緊急対応等正常な運用を保持するための安全対策に要するシステム運用に係る経費を見込むこと。さらに、クライアントPCは本町が所有する既存の機器を使用するが、システム利用に必要なセットアップは受託者が行うこととし、その費用を含むものとする。

また、費用については導入業務委託料として、一括して支払いを行うものとする。

なお、令和9年4月1日以降のシステムの利用・運用に係る費用は、本業務の契約金額には含まないものとする。

●令和8年度愛川聖苑予約システム導入業務委託

提案限度額 4,309,250円（税込み）

6. 資格要件

本プロポーザルへの参加を行うことのできる者は、次の（1）から（6）の全ての条件を満たすものとする。

なお、提出された書類に虚偽があった場合は参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始の決定がされていない者。

- ③ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者。
 - ④ 愛川町暴力団排除条例（平成２３年愛川町条例第１６号。以下「町暴力団排除条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
 - ⑤ 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下「県暴力団排除条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められないこと。
 - ⑥ 町暴力団排除条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は、参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が暴力団員と密接な関係を有すると認められないこと。
 - ⑦ 事業協同組合等が参加申し込みをする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で参加申込をすることはできない。
- （２） かながわ電子入札共同システムによる令和７年度・８年度競争入札参加資格者名簿一般委託の営業種目「情報処理業務委託」で認定を受けていること。
 - （３） 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の特定までの間に、愛川町指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
 - （４） 公租、公課を滞納していないこと。なお、事業者自らが未納が無いことの公的な証明書を提出すること。
 - （５） 一般財団法人日本情報経済社会推進協会による情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証を取得していること。
 - （６） 令和８年１月１日現在で人口３万人以上の自治体（一部事務組合を含む）に対し、斎場予約システムの導入実績（現在履行中のものも含む）があること。
- なお、提供可能なシステムが新システムである場合は、当該新システムの前身であるシステムの導入実績も含めるものとする。

7. スケジュール

主要スケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 程	提出資料等
告示	令和８年８月１７日（月）	町ホームページ公開

プロポーザル関係資料（仕様書等）配布	令和８年８月１７日（月）～ 令和８年９月４日（金） １７：００	実施要領等は町ＨＰからダウンロードすること。
参加表明書の提出期限	令和８年９月４日（金） １７：００	参加表明書（様式第１号） 会社概要書（様式第２号） 会社案内のパンフレット等 ISMSの認証の写し
参加資格確認結果通知	令和８年９月８日（火）	参加資格確認結果通知書 （様式第４号・様式第５号）
質問受付開始日	令和８年９月８日（火）	質問書（様式第３号）
質問書受付期限 （質問業者→本町）	令和８年９月１１日（金） １７：００	
質問書回答期限 （本町→質問業者）	令和８年９月２５日（金） １６：００	任意様式にて回答
提案書等の提出期限	令和８年１０月２日（金） １７：００	提案書（様式第６号） 見積書（様式第７号） 見積内訳書（任意様式） 帳票サンプル
プレゼンテーションの実施	令和８年１０月１６日（金） 予定	
審査結果の通知	令和８年１０月２０日（火） 予定	選定結果通知書 （様式第８号・様式第９号）
契約の締結及び結果の公表	令和８年１１月下旬予定	

※本事業については、国の交付金を活用して導入を行うこととしておりますことから、上記日程につきましては、事務処理上の関係により前後する場合があります。

8. 事務局

担当課 民生部住民課愛川聖苑

住 所 〒243-0304 神奈川県愛甲郡愛川町棚沢 9 4 1 番地の 1

電 話 0 4 6 - 2 8 5 - 9 4 1 1

E-mail jyumin@town.aikawa.kanagawa.jp

9. プロポーザル関係資料（仕様書等）の配布

令和8年8月17日（月）～令和8年9月4日（金）の間に愛川町ホームページからダウンロードしてください。

「愛川町ホームページ」⇒「しごと・産業」⇒「入札・契約」⇒「プロポーザル関係」内の該当案件を選択後、ダウンロードしてください。

10. プロポーザルへの参加表明書の提出

（1）参加申込書類

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、令和8年9月4日（金）17：00までに参加申込書類を事務局まで提出してください。（郵送可）

《参加申込書類》

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 会社案内のパンフレット等
- ④ ISMS認証の写し

（2）参加資格確認結果通知

提出されたプロポーザル参加表明書類の内容に基づき、参加資格確認を行い、その結果について通知します。（様式第4号・様式第5号）

11. 仕様書等に関する質問・回答について

提出期限	令和8年9月11日（金） 17：00（必着）
受付方法	質問書（様式第3号）をEメールにより提出。 Eメールのタイトルを「プロポーザル質問書」とし、必ず送達確認のため事務局へ電話連絡を行うこと。 なお、Eメールを送付する際、添付ファイルを含めたメールサイズは10MB以下で送信すること。
Eメールアドレス	jyumin@town.aikawa.kanagawa.jp
回答期限	令和8年9月25日（金） 16：00

回答方法	・ 本町のHP上で回答する。 ・ 受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等には、一切受付しません。 ・ 本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受付しません。 ・ 回答に対する再質問は受け付けない。
------	--

12. 提案書類の提出について

期間	令和8年9月28日（月）から 令和8年10月2日（金）17：00（必着）
受付時間	平日開庁日の午前9時から午後5時まで （正午から午後1時を除く）
提出方法	提出書類（正本1部、写し5部）を事務局の住民課愛川聖苑に事前に日時を連絡の上、持参又は郵送すること。 なお、提出時に資格要件等の確認を行い、要件を満たさない場合及び提出書類に不足がある場合等については受理しないものとする。
提出書類	（1） 提出書類一式 ア 提案書（様式第6号） A4版、表紙・目次含め20ページ以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。A3は折り込み可であるが2ページ換算とする。片面・両面印刷は問わない。 なお、提案書の内容については、次の評価項目について提案することとする。 ●評価項目（任意書式可） 1 組織評価 （ア）会社評価（会社の履行実績） a 履行実績数 b 地域精通度 （イ）業務従事者評価（配置担当者の同業務の実績） 2 提案内容評価 （ア）提案内容評価（課題提案）

	- a 愛川聖苑の現状、課題認識とそれに対する対応策 - b 愛川聖苑に対する運用・保守の対応策 - c システム化対象業務の概要について - d 情報セキュリティ要件について - e ランニングコストについて - f 独自の提案 ●仕様にに基づき確認したい項目（任意書式可） （ア） 基本事項 - a 基本的な考え方 - b 構築スケジュール （イ） システム概要 - a 提案システムの概要 - b システム構成図 - c バージョンアップの考え方 （ウ） システム機能 - a セキュリティ対策 - b データバックアップ機能やレスポンス - c 画面表示 - d 操作性 - e 帳票類 （エ） サポート体制 - a 障害時の体制 - b 運用保守体制 イ 見積書（様式第7号）及び内訳書（任意様式） （ア） 追加費用が発生する可能性のある旨の前提条件は、原則認めない。 （イ） 見積金額が提案限度額を超えた提案者は失格とする。 （ウ） 見積内訳書には、次の項目を含めて記載すること。 - a 構築費 （a） システム構築費用 - マスタ設定、研修会の実施 - プロジェクト計画書等作成費用 （b） クラウド環境構築費用
--	---

	受注者データセンター等にクラウド環境構築するための費用 b システム費 (a) システム利用に係る費用 ネットワーク利用に係る経費 セキュリティソフト費用 (b) システム運用に係る費用 監視・問合せ対応 セキュリティパッチ情報管理・適用 ※見積内容については、初年度の導入に係る「構築費」と令和9年3月31日まで（1カ月分）の期間のシステムの利用・運用に係る「システム費」を見込むこと。 ウ 帳票サンプル 令和8年度愛川聖苑予約システム導入業務委託仕様書（別紙1）2.（4）帳票要件で示す帳票の他、提案システム内に搭載された帳票類
提出書類の取扱い	（1） プロポーザルに関し提出された提案書類等は返却いたしません。 （2） プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。 （3） 提案書類及び見積書等の提出後の修正・差替え等は一切認めません。 （4） 提出された書類は、このプロポーザルに必要な場合、町がその写しを作成し、使用することがあります。 （5） 提出した書類は、当該業務の受注業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱うことがあります。 （6） 最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用に提出された見積書として取扱い、見積書記載の価格が契約金額となります。

13. 審査

愛川聖苑予約システム選定委員会（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリングにより、審査を行う。

次の項目「14. プロポーザル評価について」のとおり、事業者に関する事項やシステムの仕様に関する事項等の評価点の総合計得点により、優先交渉権者の選定を行う。

本プロポーザルに対して提案書類の提出を行った者が1者であった場合であっても、本プロポーザルは成立するものとし、その場合には、提案者の評価点（全審査員の評価点の平均点）が評価項目の合計点の60%以上の場合は、その者を最優秀提案者とする。

実施日	【予定】令和8年10月16日（金） ※実施時間及び場所等については、別途連絡する。
出席者	5名以内 ※ヒアリングを行うため、システム開発技術者等を含むこと。
内 容	・事前準備（20分） ・プレゼンテーション、パッケージデモ（45分以内） 〈葬祭業者向け機能〉 1 予約処理（登録/確認/変更/取消） 2 ユーザー管理（業者情報変更） 〈職員向け機能〉 1 予約管理（予約確定への切替） 2 ユーザー管理（業者情報/職員情報） 3 マスタ管理（各マスタ/予約項目設定マスタ） 4 アクセスログ確認（アクセス履歴） ・ヒアリング（15分） ・片付け（10分） ※プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクター（エプソン EB-W420）及びスクリーンの準備はいたしますが、動作等の保障は出来かねますので、プロジェクターを持ち込んでいただいてもかまいません。

提案書類の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。

1 4. プロポーザル評価について

(1) 評価基準

① 評価方法

審査員 5 名を評価者として評価を行い、各審査員の採点結果を合計の上、その合計点が最も高い者を最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする。

(5 名の配点の合計は 5 0 0 点)。

② 評価点の計算方法

評価点は、(2) で示す評価基準表のとおり、「組織評価」と「価格評価」の第一次審査と「提案内容評価」の第二次審査の合計で計算する。

③ 審査員への評価点の配分

審査員一人あたり 1 0 0 点を配点し、「組織評価」に 2 0 点、「価格評価」に 5 点「提案内容評価」に 7 5 点、をそれぞれ配分する。

④ 評価点が最も高い者が複数いた場合の処理

各審査員の採点結果合計の最も高い者が複数となった場合には、「提案内容評価」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記処理を行った結果、さらに、「提案内容評価の合計点数」において同点の者が複数となった場合には、当該者のうち提案内容評価内の「独自の提案の点数」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記処理を行った結果、さらに、「独自の提案の点数」において同点の者が複数となった場合には、「価格評価」において見積価格が最も低い 1 者を、最優秀提案者とする。

さらに、見積価格が同額となった場合においては、審査員 5 名による協議において決定する。

⑤ 最低基準点の設定

評価の結果、当該事業者に対する各審査員の採点結果の合計が各審査員への配点合計の 6 0 % である 3 0 0 点に満たない場合は、応募者が 1 者の場合であっても、最優秀提案者として選考しないものとする。

⑥ 見積価格に係る下限額の設定

審査においては、見積価格は評価の 1 基準であり、実績や提案内容も含めた総合的見地から最優秀提案者を判断するものであることから、見積価格に下限は設けない。ただし、提案内容に比して妥当な価格の提示となっているかについて、各審査員は書類審査や質疑の場において当該提案事業者を確認を行う。

(2) 評価基準表

評価事項			評価の視点	指標	配点
第一次審査	1 組織評価	会社評価	履行実績数 ・実施要領 6. 資格要件 (6) 会社概要書 様式第 2 号 ・仕様書 3. システム稼働環境 (3) イ システム要件 (ア)	2026 年 (令和 8 年) 1 月 1 日現在の火葬場予約システムの導入実績 (現在履行中のものも含む) について、人口 3 万人以上の自治体 (一部事務組合を含む) の契約実績	10 点
			地域精通度 ・仕様書 3. システム稼働環境 (3) イ システム要件 (ア)	告示の日から起算して過去 5 年以内に完了している、関東圏内の火葬場予約システムにおける履行実績	5 点
		業務従事者評価	配置担当者について、同業務の実績は十分であるか ・仕様書 8. 作業体制 (1) ウ	本業務に従事する担当者としての同業務の実績の数	5 点
	価格評価		見積価格 ・見積書 (提案様式 1)	配点×参加者全体の最低見積額÷当該参加者の見積額 (小数点第 1 位を四捨五入)	5 点
第二次審査	2 提案内容評価	提案内容評価	課題提案 愛川聖苑の現状、課題認識とそれに対する対応策 ・実施要領 2. 業務の目的	愛川聖苑に対しての現状、課題認識とシステム導入後に関する業務改善点や対応等が提案されているか。	15 点
			課題提案 愛川聖苑に対する運用・保守の対応策 ・仕様書 7. 運用・保守	仕様書 7. 運用・保守に記載する条件を具備していることが基本条件であるが、特に (2) イ 運用・保守支援事業、ウ 障害解析・対応について、緊急を要する障害等が発生した場合、土・日・祝日の対応が具体的に提案されているか。	15 点
			課題提案 仕様書 2. システム概要 (1) システム化対象業務の概要についての内容評価	仕様書 2. システム概要に記載する条件を具備されていることが基本条件として、画面が見やすく、システムの運用上有効な画面構成や画面展開等の提案や帳票要件についての提案が積極的に行われているか。	15 点

			課題提案	仕様書 4. 非機能要件 (2) 情報セキュリティ要件	仕様書 4. 非機能要件 (2) 情報セキュリティ要件を具備されていることが基本条件として、特に、「システムがセキュリティ上問題無く稼働するために必要な安全対策について実施すること。」、「サ本システムの利用を終了する場合に備え、システム上に保存された本町のデータを、CSV等の汎用的なファイル形式で出力できること。また、出力するデータの項目、形式その他必要な情報を確認できる資料を提供できること」が具体的に示されているか。	10 点
			課題提案	ランニングコストについて	昨今、システム導入後にランニングコストを高くする企業を見聞きするが、このことについてどのような考えを持っているか、会社としての方針等について具体的な説明や提示がなされているか。	10 点
			課題提案	独自の提案	・仕様書に記載のない独自性がみられるか ・提案内容が愛川町に適した内容か	10 点

15. 審査結果

通知日	【予定】令和8年10月20日（火）
通知方法	書面により通知。なお、選定結果については、最優秀候補者及び第2位順位交渉事業者のみ名称を本町のHP上に公表する。また、「提案者の総合計点」及び「提案者の順位」については、当該提案者からの問い合わせに対してのみ、Eメールで回答する。

16. 業務委託契約の締結等

- (1) 選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て、業務委託契約を締結します。
- (2) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の評価点が上位の参加業者から契約締結に向けた協議を行います。

17. プロポーザル参加者の指名取消し及び失格等

- (1) プロポーザル参加者として認められた者が契約締結までの間に愛川町指名停止等措置要綱に基づく指名停止の処分を受けることとなった場合は、その認定の取消し、又は失格とします。
- (2) プロポーザル参加者として認められた者が提出書類を提出期限内に指定の提出方法及び提出場所に提出しなかった場合並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) プロポーザル参加者として認められた者は失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を事業担当課まで届け出なければならないものとします。

なお、届出が無く、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合があります。

18. 提案等の無効及び辞退

- (1) 以下のいずれかに該当する場合、提案は無効とします。
 - ① 参加資格のない者が行った提案
 - ② 提案書類等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
 - ③ 記載事項が不明なもの又は提案書類提出書に記名押印のないもの
 - ④ 提案書類が不足しているとき
 - ⑤ その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
 - ⑥ 提案書類受付締切日までに提案されない、または到着しないとき
 - ⑦ その他、本町の指示した事項に違反したとき
- (2) 本プロポーザルへの参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年10月2日（金）まで（平日開庁日の9時から17時まで）に「辞退届（第10号様式）」を担当へ事前連絡の上、提出してください。

なお、提案書類提出後の辞退はできないものとします。

19. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 本業務委託契約については、契約保証金は免除とします。
- (3) 提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者は無効とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (6) 本町が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。

- (7) 提案書の提出は1者につき1提案とする。
- (8) 提案書を提供するに当たり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること（提案者とシステム提供業者が異なる場合等）。なお、その場合の構築実績は、同一のシステムに係るものを記載することとする。
- (9) 候補者及び第2位順位交渉事業者のみ名称を本町のHPに公表する。ただし、それ以外のプロポーザルに参加した者の名称等は公表しない。
- (10) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (11) 本プロポーザルに参加する事業者は、最優秀候補者決定後において、この実施要領等の内容について不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこと。
- (12) 優先交渉権者特定の後、詳細仕様の協議を行い、必要な訂正・追加・削除を行い確定させ、同者と契約書の取り交わしをもって契約成立とします。
また、企画提案時の条件が全て仕様に反映されとは限らないこと、本件仕様書に含まれないものであっても、業務上必要と考えられる作業事項については、その条件等の変更可能性があることに留意してください。
- (13) 提案された書類すべての著作権（著作権法第27条及び第38条をむ。）は本町に帰属する。
- (14) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。